


令和5年(2023年)7月4日(火)15時00分 配付

<p>項目</p>	<p>令和5年「飲酒運転根絶の日」オホーツク地区決起大会及び街頭啓発について</p>
<p>配付資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年「飲酒運転根絶の日」オホーツク地区決起大会及び街頭啓発実施要領 ・ 北海道飲酒運転の根絶に関する条例の概要
<p>内容及び報道に当たってのお願い</p>	<p>7月13日の「飲酒運転根絶の日」を広く道民に周知するとともに、道民一人一人に飲酒運転根絶に向けて、「飲酒運転をしない、させない、許さない、そして見逃さない」という規範意識の醸成を図るため、次のとおり決起大会及び街頭啓発を実施いたしますので、お知らせします。</p> <p>1 決起大会</p> <p>(1) 日時 令和5年(2023年)7月13日(木)9:45~10:50</p> <p>(2) 場所 オホーツク合同庁舎 3階講堂(網走市北7条西3丁目)</p> <p>(3) 主催 北海道オホーツク総合振興局 北海道警察北見方面本部 オホーツク地区交通安全推進協議会</p> <p>2 街頭啓発 決起大会終了後、11時05分よりオホーツク文化交流センター(エコセンター2000)前で街頭啓発を実施いたします。 ※雨天の場合は中止する場合があります。</p> <p>参考: 飲酒運転根絶の日とは 平成26年(2014年)小樽市で発生した飲酒運転により4名が死傷するひき逃げ事件が発生した。「7月13日」を北海道飲酒運転の根絶に関する条例により制定し、道と道民が一体となって飲酒運転を根絶するための取組を行うものとした。</p> <p>【報道にあたってのお願い】 飲酒運転根絶の日の積極的な周知並びに当決起大会の積極的な報道をお願いします。</p>
<p>他のクラブとの関係</p>	
<p>担当窓口</p>	<p>北海道オホーツク総合振興局 保健環境部環境生活課長 矢嶋 裕一 直通 0152-41-0626 内線 2950</p> 

令和5年「飲酒運転根絶の日」オホーツク地区決起大会及び街頭啓発実施要領

1 目的

7月13日の「飲酒運転根絶の日」を広く道民に周知するとともに、道民一人一人に飲酒運転の根絶に向けて、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識の醸成を図る。

2 主催

北海道オホーツク総合振興局、北海道警察北見方面本部、オホーツク地区交通安全推進協議会

3 開催日

令和5年(2023年)7月13日(木)

4 開催内容

時間	内容	場所
9:00	開場	
9:45	1 決起大会 ア 開会	オホーツク合同庁舎 3階講堂 (網走市北7条西3丁目)
9:47	イ 黙祷	
9:48	ウ 主催者挨拶 北海道オホーツク総合振興局長 北海道警察北見方面本部長	
9:58	エ 来賓紹介	
10:00	オ 交通安全啓発DVD上映(30分) テーマ:「もう、あの日の笑顔は戻らない」 ～飲酒運転が招く嘆きの連鎖～	
10:30	カ 飲酒運転根絶に向けて(15分) 公演:YOSAKOIソーラン節 (東京農業大学YOSAKOIソーラン部「農天揆」)	
10:45	キ 飲酒運転根絶宣言 (東京農業大学YOSAKOIソーラン部「農天揆」)	
10:50	ク 閉会	
10:50 ～ 11:05	準備・移動	
11:05 ～ 11:20	2 街頭啓発 旗の波運動を実施 ※決起大会参加者のうち、旗の波運動に賛同した参加者	オホーツク文化交流 センター前 (網走市北2条西3丁目)
11:20	終了	

5 参加団体

市町村、北見方面各警察署、交通安全関係機関・団体、北海道教育庁オホーツク教育局 他

北海道飲酒運転の根絶に関する条例の概要

一日も早く北海道から飲酒運転を根絶し、安全で安心して暮らせる社会を実現させるために条例が制定されました。道では、その責務として飲酒運転の根絶に関する総合的な施策を実施します。



飲酒運転根絶の日(7月13日) 道と道民等が一体となった取組を行う

道民の責務等

- 飲酒運転を根絶するための社会環境づくりに努める
- 飲酒運転をしない
- 飲酒が身体に及ぼす影響について理解を深める
- 道の施策に協力する
- 飲酒運転をしている人に対する制止に努める
- 飲酒運転を発見した場合等に警察官への通報に努める



事業者の責務等

従業員に飲酒運転の根絶に関する教育や指導、また、道が実施する飲酒運転の根絶に関する施策に協力する。

飲食店営業者及び酒類販売業者の責務

- 飲酒運転の防止に関する文書の掲示等に努める
- 飲酒運転をするおそれのある来店者に対する制止に努める
- タクシー事業者等と連携する
- 来店者の飲酒運転を発見した場合に警察官への通報に努める

タクシー事業者及び代行業者の責務

- 自らの事業の利用をすべき旨の広報活動に努める
- 利用者の飲酒運転に対する制止等に努める
- 利用者の飲酒運転を発見した場合に警察官への通報に努める

業として飲食店の入っている建物を管理する者の責務

- 文書掲示及び飲食店等に対する啓発要請等に努める

イベント等を主催する者の責務

- 飲酒運転の防止に関する啓発等に努める